

報道機関各位

令和7年12月22日



芦屋町と福岡県行政書士会様との 「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」 締結式をおこないます。

県行政書士会様との連携で、被災者の負担や不安を解消します

地震や風水害などの大規模な災害が発生した場合に、生活再建に必要となる罹災証明の手続きなどについて、被災者を支援する被災者支援相談センターを開設できるように、福岡県行政書士会様と「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結する運びとなりました。

この協定により、大規模災害時に、行政書士による被災者支援相談センターを開設することで、被災者の負担や不安を解消することができるようになります。

つきましては、下記のとおり協定締結式を開催いたしますので、御案内いたします。

締結式に御参加いただける場合には、12月24日（水）までに下記担当へ御連絡ください。

締結式の概要

- 1 日 時：令和7年12月25日（木）午前11時から
- 2 場 所：芦屋町役場 3階 31会議室（芦屋町幸町2番20号）
- 3 出席者：芦屋町長 貝掛 俊之・副町長 中西 新吾
福岡県行政書士会長 田村 公隆 様・副会長 田中 雄一 様
- 4 内 容：協定の概要説明、協定書への署名

【送付資料】 次第・シナリオ

問い合わせ先

【芦屋町役場】 総務課 庶務係 担当：宮川 ☎093-223-3572